

平成 27 年 9 月 15 日
復興庁

災害公営住宅の入居に際しての保証人の取扱いについて

災害公営住宅の入居に際しての保証人の取扱いについては、事業主体である地方公共団体の判断に委ねられており、保証人を立てることが一般的に求められています。

一方、公営住宅が住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図ることをその役割としていることを踏まえ、国土交通省からは「入居者の努力にかかわらず保証人がみつからない場合には、保証人の免除などの配慮を行う」旨助言しているところです。

特に東日本大震災においては、多くの生命や財産が失われた極めて甚大な被害であったことから、保証人を確保できない場合も多いと考えられ、別紙のとおり保証人の免除や募集案内への記載などに特段の配慮をお願いする通知を被災 3 県の地方公共団体に発出しましたのでお知らせします。

【連絡先】

復興庁 住宅班 美濃部、田窪

電話：03-5545-7271